

○太田稔郎副委員長 予算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

みやぎ県民の声の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて二十分です。佐藤仁一委員。

○佐藤仁一委員 質疑時間が短いものですから、知事はじめ部長方には、簡潔な答弁をよろしく願いたいします。

複合的な生活不安の中で、県民の皆さんは頑張っておられます。中でも、小規模事業者の方々は、本当に経営が大変な時期にありまして、国、県、市町村挙げて対策に取り組まれていることについて、評価をいたします。まずもって、六月の経済対策と連動した今回の補正予算編成の意図をお伺いいたします。

○村井嘉浩知事 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に加え、物価や原材料価格の高騰などにより、生活者や事業者の皆様は、大変厳しい状況に置かれております。今回の補正予算は、国において創設されました、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、こうした皆様方に対する幅広い支援策を予算化いたしました。できるだけ、皆様方の要望を取り入れたということでございます。

○佐藤仁一委員 知事が意図しているところは、我が会派としても十二分に理解しているところであります。しかしながら、国との連携については、財源上も力強さを感じるんですけれども、足元の経済といえますか、地域の経済を考えた場合に、地域経済を守るといふ補正予算の性格が強くて、地域経済を創るといふ観点からすると、市町村や事業者、業界との連携が弱いのではないかと考えておりますが、知事はどう感じますか。

○村井嘉浩知事 町長であった佐藤委員からの御指摘でございますので、しっかり重く受け止めたいと思います。県政運営に関する意見交換を行うため、毎年度、市町村長会議を開催しているほか、県の予算編成等について、市町村単独や各広域行政圏などから皆様の御意見をしっかりと聴き入れており、こうした意見や要望については、しっかりと庁内で議論し、できる限り県の施策に反映できるよう努めておりまして、限られた財源を有効に活用しながら予算編成をしております。県としては、引き続き、市町村や業界団体の皆様の御意見にしっかりと耳を傾けながら、市町村と連携いたしまして、地域の課題解決に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤仁一委員 宮城県の経済団体等の資料を拝見したり、また、事業者の方々から意見を聴きますと、地域経済をつくっていくという観点からすると、どうしてもエネルギー政策に対する不安を感じているところが多く、金融政策と上位二位を占めております。しつかり生活実態や経営実態を捉えた足元の経済について、市町村との単なる連絡会議的なものではなく、経済対策の補正予算を組むに当たって国の動きを見るとこうだとか、足元の経済に向けた政策をどう打ち出していくかとか、会議の中で業界の姿勢を引き出す役割が県には必要ではないかと感じており、御指摘したところでございます。

次に、今回の補正予算の各項目をヒアリングいたしますと、かかり増し助成や、上乘せ給付というのを主要軸に、省エネ対策的な形で負担の軽減を図っていくという取組について、各分野の産業に目を配っていただいていること、大変ありがたく思っております。そのような関係から、物価、エネルギー、生産資材などの高騰対策支援の執行手順についてお伺いします。

第一点ですが、畜産生産資材価格高騰対策費についてお伺いいたします。

私も六月定例会の一般質問において、和牛の子牛市場価格の下落や、飼料価格の高騰について指摘しております。このような状況において、和牛の畜産農家、酪農家の減少について農業新聞に掲載されておりましたけれども、宮城県内において、この三年間で百三戸の酪農家が離農されているというのが実態です。平成三十年末で四百七十三戸だったものが、本年の十月末で三百七十戸に減りました。この畜産生産資材価格高騰対策費の執行手順等について、答弁を求めます。

○宮川耕一農政部長 畜産生産資材価格高騰対策費でございますが、ただいま委員から御紹介ありましたように、新型コロナウイルス感染症による影響や、不安定な国際情勢等を背景に、昨年度から配合飼料価格や燃油等の高騰が続いており、畜産経営は深刻な状況にあると考えてございます。こうした中、特に、経営費のうち大きな割合を占める飼料価格について、高騰の長期化により、国の配合飼料価格安定制度で補填し切れない差額分が拡大しており、これに対して、九月補正予算で県独自の支援策を講じまして、第一・四半期及び第二・四半期分については、十二月中に支出したいと考えております。その後も、配合飼料価格の高騰が続いておりますことから、今般の十一月補正で事業を拡充させていただきたいと考えており、九月補正分と合わせまして、第三・四半期分及

び第四・四半期分として、来年三月中に支出したいと考えております。今後につきましても、配合飼料価格等の動向が不透明でございますので、県としては、当該事業による飼料費への支援、それから酪農の光熱動力費への支援といった短期的な支援を行いますとともに、中長期的な支援としまして、飼料の自給率向上、あるいは養豚・養鶏でのICT活用による低コスト化などについても、関係団体等と連携しながら総合的な支援策を講ずることによって、畜産経営を支えていきたいと考えております。

○佐藤仁一委員 部長の言うように、総合的な支援策をとらないと駄目だと思います。特に畜産農家につきましては、飼料価格に何とか対応しようと前半頑張ってきたのは、ぬれ子という生後一週間ぐらいの子牛を成畜市場に出すことで何とかつないできました。しかしながら、十月以降は、ぬれ子が売れないんです。五千円でも売れないんです。あの畜産農家が、二十一頭のぬれ子を宮城県の家畜市場に持っていきましたら、全く引取り手がいないんです。そのような状況ですので、県の支援策を活用して何とか経営をやりくりしているんです。ですから、やはり給付の手順について、もう少し農家の実情に合わせた形で執行していく努力をお願いしたいと思います。

次に、生活衛生事業者原油価格高騰対策費についてであります。この件について、佐々木賢司委員も触れられておりましたが、私はクリーニング事業者の方々に対する手順であります。これについて、施設数を二百九十か所として、一律五万円を支援するということですが、私は一律の給付ではなく、事業実績に基づく給付に切り替えるべきではないかと思っております。やはり、事業規模の大きいところと小さいところを一律に五万円という給付では駄目でありまして、事業実績に応じた給付基準を設けるべきと思いますが、いかがでしょうか。また、事業費に比べて事務経費が二五％ありますが、これの執行手順についてお聞きします。

○佐藤靖彦環境生活部長 本事業につきましては、今般の急激な燃料価格高騰により、経営に大きな影響を受けた生活衛生事業者のうち、特に経営に占める燃料費の割合と額が大きい一般公衆浴場とクリーニング業を対象とし、そのかかり増し分の補助を行うものでございます。これらの事業者につきましては、大半が経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、新型コロナウイルス感染症の影響が回復しきらない中、今般の急激な燃料価格高騰により、経営に大きな影響を受けていると認識しております。そのため、申請

や審査に要する事務手続を簡素化し、速やかな給付を行いたいと考え、定額給付とすることとしたものでございます。なお、クリーニング業につきましては、洗い場のある事業所を支給単位としておりますので、県内に複数の事業所を有する事業者におきましては、それぞれ給付を受けることが可能となっております。事業費の積算に当たりましては、全額を県生活衛生営業指導センターに補助し、短期間での給付を実現するため、センターから各事業者へ補助するスキームを想定し、事務局経費として申請書の審査や交付手続に要する経費などを見込んでいるところでございます。具体的には、事業者への補助額として、一般公衆浴場が一件十万円、クリーニング事業所が一件五万円で、合わせて約三百者への支給を見込んでおり、支給に係る経費が約一千五百万円、事務局経費が約五百万円となっております。

○佐藤仁一委員 これについては、しっかり目を通していただくというか、ヒアリングしていただきたいと思えます。町のクリーニング屋さんと都市型のクリーニング店では、施設の規模が違えば、雇用している人数も違います。それなのに、一律五万円ですよ。小さな事業者がどうじゃなくて、やはり取扱い実績にに応じてやるべきで、センターを通じてなるべく早く支給するのであれば、事前の連携というのが必要じゃないですか。余りにも安易過ぎる予算で、ただばらまけばいいというような、経営実態をしつかり捉えた予算措置ではないと考えますが、知事どうですか。

○村井嘉浩知事 御指摘の趣旨はよく理解できます。ただ、どうしても期間が限られているということもありまして、詳細にすればするほど、我々もしつかりチェックをしなければなりませんし、時間がかかってしまいますので、今回は短時間で、できるだけ平等にということ、このような形にさせていただきました。今後は、どのような形にするのかよく考えていきたいと思えます。

○佐藤仁一委員 今回の高騰対策支援事業において、一方は一律の定額給付、他では実績などですっきり区別するということになってくると、事業に絡む市町村は困るんです。市町村はより身近ですから、実態を捉えた中で、実績に応じて給付金が変わっていく、それが県は一律五万円だと。基礎的な面では分かるけれども、やはり宮城県行政として、この辺は調整する必要があったらと思うので、指摘しておきます。

次に、貨物運送事業者支援費の関係でございます。

これにつきまして、六月補正の事業費でも事務経費が六千万円、今回の補正では事業費が五億五千万円となっておりますが、事務経費は六千万円と、同額なんです。これの執行手順と積算根拠について伺います。また、建設資材に入った生コン車は白ナンバーで、生コンの運送業者は青ナンバーですが、生コン車が今回対象から外れているという事なのですが、その根拠を伺います。

○千葉隆政経済商工観光部長　まず、貨物運送事業者への補助金の支出に係る事務経費でございますが、六月議会で認めいただきまして、四月分から六月分に対する補助を行ったところでございます。今回、前回の補助金事務の進捗状況、執行状況を加味した上で積算した結果、おおよそ前回の事務経費と同額を見込んでいるものでございます。具体的には、金額は同額でございますが、前回より迅速に事務処理を行うことが可能となるように、一日当たりの作業人員を増員するような形で変更を加え算出しております。この事業でございますが、事業全体を補助事業で実施しており、事務に要した経費につきましては、支出明細書などで支払い実績を確認した上で、実際にかかった経費のみを支出するといったものになっております。あともう一点でございますが、生コン事業者のお話もいただいたのですが、今回の補助対象になる車両でございますが、県内で運輸業を主たる事業とする中小企業者が、運送事業のために使用する事業用ナンバーの貨物車両ということにしておりまして、例えば生コンや軽貨物運送業など、いろいろな事情により、運賃を徴収せずに自社の製品を搬送するケースも出てくるかと思えます。そういった一時的に運送事業以外にも使っているということであっても、対象期間内に運送事業に使用していた場合については、対象となるような取扱いとされているところでございます。

○佐藤仁一委員　配慮してくれるということ、理解してよろしいですか。

○千葉隆政経済商工観光部長　その対象期間内に、実際に運送事業に使用しているという事であれば、一時的にそれ以外の用に使う場合があっても対象になると、そのような取扱いで考えております。

○佐藤仁一委員　理解しました。次に、観光事業者等支援費であります。

スキー場に目を配っていただいたことについて、知事ありがとうございます。本当にスキー場関係者は喜んでおります。ただ、台数は少ないのですが、経費がかかるスノーマ

シンという人口降雪機について、宮城県に何台あって、今回の対象として検討したのかどうか、お伺いします。

○千葉隆政経済商工観光部長 観光事業者等支援費でございますが、新型コロナウイルス感染症による観光客の大幅な減少、あるいは燃料費の高騰で影響を受けている事業者の事業継続支援を主眼として、保有台数の設備に応じた直接支援が必要と考えており、冬季の代表的なレジャー施設であるスキー場に対しまして、リフトの保有台数に応じて、一基当たり二十五万円の定額補助を行うこととしております。人口降雪機について、私もいろいろ検討いたしました。大体半数ぐらいの施設に限定されているといったこともございますし、人工降雪機になりますと、天候に左右されて稼働日数が変わってくるといった変動要素が大きいということもございまして、スキー場に対する事業の継続支援ということを考えますと、やはり、リフトの設置台数に応じた補助が一番適当と判断したところでございます。